

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

情報通信幹
職業技能幹

を

推進幹

に

推進幹
収用委員会事務局の次長

を

収用委員会事

局の次長

に「教育幹」や「創造幹」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。